公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年6月15日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (仮称)ロックタウン佐沼
 - 登米市南方町新島前27 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所 ロック開発株式会社 代表取締役社長 羽間 和彦 東京都千代田区神田佐久間河岸67
- 3 市町村の意見の概要
- (1) 混雑時には、周辺交差点に交通誘導員を配置するなど、車輌の通行に支障をきたさないよう配慮願います。
- (2) 二酸化炭素削減のため、省エネルギーに努めるとともに、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、震動、地盤沈下、悪臭等への対策にも配慮願います。
- (3) 廃棄物の処理については、分別と減量化推進に努めるよう配慮願います。
- 4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課、宮城県県政情報センター、登米地方振興 事務所及び登米市役所

6 縦覧期間

平成19年6月15日から平成19年7月17日まで(ただし、閉庁日を除く。)